

○小牧市赤ちゃんの駅設置推進事業実施要綱

平成26年6月12日

26小こ第269号

改正 令和元年7月1日31小こ第1453号

(目的)

第1条 この要綱は、乳幼児及び保護者が外出中に授乳又はおむつ交換をするために、気軽に立ち寄ることができる施設を、小牧市赤ちゃんの駅（以下「赤ちゃんの駅」という。）として登録するとともに、これを広く市民に周知することにより、乳幼児及び保護者が安心して外出ができ、子育てしやすいまちづくりに資することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 赤ちゃんの駅を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、授乳又はおむつ交換を必要とする乳幼児及び保護者とする。

(利用料)

第3条 赤ちゃんの駅の利用料は、無料とする。

(登録基準)

第4条 赤ちゃんの駅として登録することができる施設は、市内の公共施設、商業施設その他の不特定多数の人が利用することができる施設のうち、次に掲げる基準（以下「登録基準」という。）を全て満たす施設とする。

- (1) 壁、パーティション、カーテン等で仕切られ、利用者が他者に見られることなく授乳できる設備又はおむつ交換台、ベビーベッド等乳幼児のおむつ交換が可能な設備があること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）その他の法令等の規定により青少年の立入り等が規制されている施設でないこと。
- (3) 小牧市暴力団排除条例（平成24年小牧市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員が関与する施設でないこと。

(4) 利用者が安心して利用できる環境であること。

(5) 利用者を授乳又はおむつ交換の場所へ案内できる体制が整っていること。

(登録)

第5条 赤ちゃんの駅の登録を希望する施設（公共施設を除く。）を管理する者は、小牧市赤ちゃんの駅登録申請書（様式第1）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、前条の登録基準を満たすと認めるときは、小牧市赤ちゃんの駅登録証（様式第2）を申請者に交付し、当該施設を赤ちゃんの駅として登録するものとする。

3 市長は、市が管理する公共施設のうち、前条の登録基準を満たすものを赤ちゃんの駅として登録する。

(登録の変更及び廃止)

第6条 前条第2項及び第3項の規定による登録を受けた施設（以下「登録施設」という。）を管理する者（以下「登録者」という。）は、登録された内容を変更しようとするとき、又は登録を廃止しようとするときは、小牧市赤ちゃんの駅登録変更・廃止届（様式第3）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、登録施設が登録基準を満たさないことが明らかになったとき又は登録施設として適当でないとき認めるときは、登録を解除することができる。

(登録の標示)

第7条 登録者は、市が交付する赤ちゃんの駅を示す標示物（様式第4。以下「標示物」という。）を施設の出入口その他利用者の確認しやすい場所に掲示し、当該標示物を適正に管理するものとする。

(施設の管理及び利用の制限等)

第8条 登録者は、赤ちゃんの駅を自らの責任において管理するものとし、利用者が授乳又はおむつ交換の場所であることが認識できる表示及び利

用者が施設を利用しているときは他の利用者に利用中である旨の表示を行うよう努めるものとする。

2 登録者は、次のいずれかに該当する場合は、利用者に対し、赤ちゃんの駅の利用を制限し、又は退去を命ずる等必要な措置を講ずるものとする。

(1) 安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められるとき。

(2) 利用者が登録者の指示に従わなかったとき。

(3) その他施設管理上の支障があるとき。

(報告及び調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、赤ちゃんの駅の状況について、登録者に対して報告を求め、又は実地調査をすることができる。

(公表)

第10条 市長は、登録施設の名称、所在地、利用内容等を市の広報、ホームページその他適当と認める方法により公表するものとする。

2 登録者は、当該登録施設の商品及び広告に登録施設である旨を表示することができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月25日から施行する。

附 則 (令和元年31小こ第1453号)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。